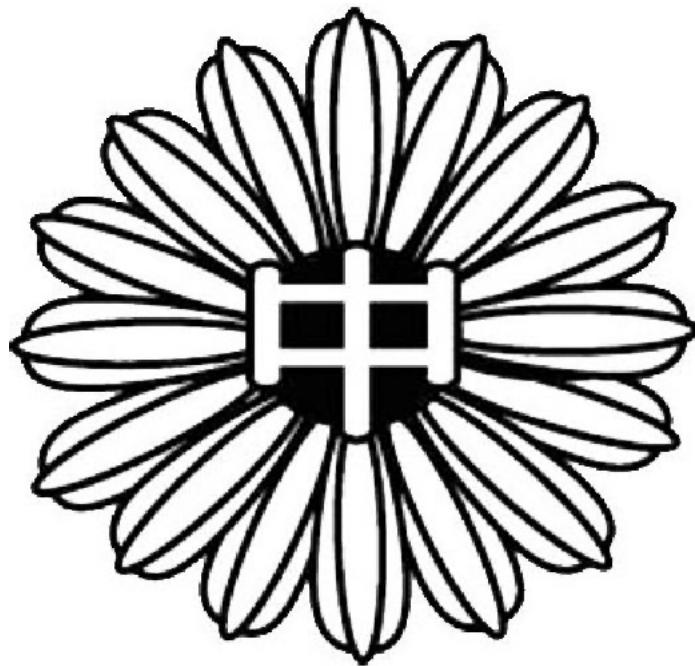


P T A 規 約



足立区立東島根中学校

# 足立区立東島根中学校 PTA 規約

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条（名称）

本会は、足立区立東島根中学校 PTA（以下「本会」という）と称し、事務所を東島根中学校（以下「本校」という）内に置く。

### 第 2 条（目的）

本会は、保護者と教職員が相互に協力し、互いに学び合いながら、次の目的の達成を図る。

- (1) 生徒の健全な成長と安全の確保
- (2) 家庭と学校の相互理解の促進
- (3) 地域と連携した教育活動の推進

### 第 3 条（基本原則）

本会は、特定の政治的または宗教的活動に偏ることなく、中立的な立場で運営する。  
また、会員の自主性を尊重し、過度な負担を伴わない運営に努める。

## 第2章 会 員

### 第4条（会員）

本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員のうち、これに所属する者とする。

- (1) 会員は、すべて平等の権利を有する。
- (2) 会員は、規約に基づき自主的に活動に参画する。
- (3) 会員は、総会において議決権を有する。

### 第5条（会員の役割）

- (1) 会員は、本会の活動に参加し、総会や役員会で意見を述べることができる。
- (2) 会員は、本会の趣旨に沿った活動に協力するよう努めるものとする。

### 第6条（加入の任意性）

本会への加入および活動への参加は任意とし、会員はいつでも退会することができる。

加入・不加入によって本校での教育活動や学校生活に不利益は生じない。

会員は、自らの意思に基づき本会の活動に参加するものとする。

加入の取扱いおよび手続きについては、会員の意思確認の方法を含め、別に定める。

## 第3章 役員

### 第7条（役員）

本会の本部役員（以下「役員」という）及び会計監査は次のとおりとする。

なお、役員のうち保護者は原則として各学級から1名を目安に選出し、その人数は当該年度の全学級数を上限の目安とする。

#### (1) 本部役員

- ・会長 1名
- ・副会長 3名以上（うち1名は教職員）
- ・会計 3名以上（うち1名は教職員）
- ・書記 3名以上（うち1名は教職員）
- ・その他 若干数

（状況に応じて置くことができ、副会長、会計、書記のいずれかに充てる）

#### (2) 会計監査 3名（うち1名は教職員）

### 第8条（役員を選出と任期）

役員及び会計監査の選出と就任は、次のとおりとする。

#### (1) 選出方法

- ・役員及び会計監査の候補者は、別に定める規定に従い、推薦委員会が年次総会の3ヶ月前までに推薦する。
- ・推薦委員会は、公平性および透明性を確保し、会員の意思を尊重して候補者の選出を行うものとする。
- ・役員（保護者）の選出にあたっては、各学級からの参加を基本としつつ、会員の理解と協力のもとで選出するものとする。

#### (2) 承認と就任

- ・推薦委員会から推薦された候補者は、総会の承認を得て正式に就任する。

#### (3) 任期

- ・役員及び会計監査の任期は、総会から翌年度の総会までの1年間とする。
- ・再任を妨げない。

#### (4) 候補者不足の場合

- ・推薦が得られない場合は、各学級の協力を得て候補者の選出を行うものとする。
- なお、選出方法については事前に会員へ周知し、理解を得るよう努める。

## 第9条（役員の任務）

役員は本会の運営を担い、その意思決定は原則として役員会において行う。

役員の任務は、役割ごとに次のとおりとする。

- ・会 長            本会を代表し、会務を統括する。
- ・副会長           会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- ・会 計            本会の会計の収支を記録し管理する。
- ・書 記            役員会及び運営委員会の記録並びに書類の作成や発受を行う。
- ・会計監査        会計の収支について監査し、総会に報告する。

## 第 4 章 委員会

### 第 10 条（委員会の設置）

本会には、次の委員会を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 学年学級委員会
- (3) 専門委員会

各委員会の構成員は、それぞれの立場で委員会の議事に参画する。

### 第 11 条（運営委員会）

運営委員会は、本会の運営方針及び年間活動計画について審議し、各委員会の調整や支援を行う。

#### (1) 構成

- ・役員 当該年度の役員及び会計監査
- ・学年委員長 各学年から 1 名（計 3 名）
- ・専門委員長 各専門委員会から 1 名（計 3 名）
- ・生活指導主任 1 名（教職員）
- ・学年主任 各学年から 1 名（教職員）

※役員と学年委員長は、原則として他の専門委員とは兼任しない。ただし、役員会が特に必要と認めた場合に限り、この限りでない。

### 第 12 条（学年学級委員会）

学年学級委員会は、学年及び学級活動の企画・運営を行い、運営委員会に報告する。

#### (1) 構成

- ・学年委員長 各学年から 1 名（計 3 名）
- ・各学級の保護者委員 各学級から 2 名

#### (2) 選出

- ・各学級の保護者委員は、立候補または推薦により選出する。  
選出にあたっては、会員の理解と協力のもとで候補者の選出に努めるものとする。
- ・学年委員長は、学年学級委員の中から互選により決定する。
- ・学年学級委員の必要人数は、年度に応じて学年で定め、運営委員会を確認する。
- ・選出が困難な場合は、会長の承認のもと、学年または全体で調整して選出できる。

## 第 13 条（専門委員会）

専門委員会は、それぞれの分野における活動を企画・実施する。

### (1) 構成

- ・ 広報委員会：PTA 活動の伝達と会員相互の啓発活動を行う
- ・ 成人教育委員会：会員同士の交流や教養向上に関する活動を行う
- ・ 校外生活指導委員会：生徒の校外生活に対する指導活動を行う

### (2) 選出

- ・ 各専門委員は、立候補または推薦により選出する。  
選出にあたっては、会員の理解と協力のもとで候補者の選出に努めるものとする。
- ・ 原則として各学級から 1 名（広報委員会のみ 2 名）
- ・ 各専門委員会において、委員長は委員の中から互選により 1 名を決定する。
- ・ 選出が困難な場合は、会長の承認のもと、学年または全体で調整して選出できる。

## 第 5 章 会 議

### 第 14 条（総会・臨時総会）

本会の最高議決機関として、総会は年1回開催することを原則とする。役員会が必要と認めた場合、または会員の4分の1以上の請求があった場合、会長は臨時総会を招集する。

総会では、以下の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び活動報告の承認
- (2) 予算の承認
- (3) 役員・会計監査の承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他、本会に必要な議案の承認

### 第 15 条（議決）

総会は、議案を会員に事前周知した上で開催する。

議決は、出席者（委任状、書面または電磁的方法による参加者を含む）の過半数をもって決定する。

議決にあたっては、事前周知および意思表示の機会を確保し、会員の意思の反映に配慮する。

必要に応じて、役員会は議案の再周知やその他の措置を講じることができる。

出席者が少数の場合は、円滑な総会運営のため、役員会が議決方法の調整を行うことがある。

### 第 16 条（開催方法）

総会は、書面または電磁的方法により開催することができる。

### 第 17 条（役員会）

役員会は、必要に応じて会長が招集し開催する。役員会の任務は、以下の通りとする。

- (1) 本会の日常的な運営および執行を担う。
- (2) 総会に提出する議案や報告書を検討・準備する
- (3) 運営委員会の企画や運営に関する検討・調整を行う
- (4) その他、本会の運営に必要な事項を処理する

## **第 18 条（運営委員会）**

運営委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し開催する。審議事項は、以下の通りとする。

- (1) 総会に提出する議案を審議し整理する
- (2) 役員会で立案された事項を審議する
- (3) 各専門委員会で立案された事業計画を確認する
- (4) 会員相互の支援や環境向上に関する事項
- (5) その他、本会に必要な議案を審議する

## **第 19 条（学年学級委員会と専門委員会）**

学年学級委員会と各専門委員会は、必要に応じて会長または委員長が招集し開催する。会議では、活動計画の確認、議題の策定、報告を行う。

## 第 6 章 会 計

### 第 20 条（会費）

本会の会費は、総会の承認を得て別に定める。

### 第 21 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

### 第 22 条（経費）

本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

役員及び委員は原則として無報酬とし、過度な自己負担が生じないよう配慮する。

ただし、本会の活動に必要な経費は支給することができる。

### 第 23 条（会計監査）

本会の会計は、会計監査がこれを監査し、結果を総会に報告する。

## **第 7 章 個人情報**

### **第 24 条（個人情報の取扱い）**

- (1) 本会は、会員および生徒に関する個人情報の重要性を認識し、適切に管理する。
- (2) 個人情報は、本会の運営や活動に必要な範囲でのみ収集・利用する。
- (3) 会員の同意なく個人情報を第三者へ提供してはならない。ただし、法令に基づく場合または本会の活動上必要かつ合理的な範囲で、本人の利益を不当に害しない場合はこの限りでない。
- (4) 個人情報の管理責任者は会長とし、具体的な取扱いについては別に定める。

### **第 25 条（写真撮影及び広報物の取扱い）**

- (1) 本会の活動において、記録や広報を目的として写真等を撮影することができる。
- (2) 撮影した写真等は、本会の広報活動（会報、掲示物、配布資料等）において使用できる。
- (3) 写真等の使用範囲は、校内配布物及び役員会が認めた広報媒体に限定する。
- (4) 写真等の使用にあたっては、個人が特定されやすい内容について十分配慮し、必要と認められる場合は事前に本人または保護者の同意を得るものとする。
- (5) 本人または保護者からの申し出があった場合は、速やかに使用を停止する。
- (6) 写真等の取扱いに関する詳細は、別に定める。

### **第 26 条（SNS 等への掲載）**

- (1) 本会は、活動に関する情報を SNS その他媒体に掲載する場合、個人情報保護に十分配慮する。
- (2) 会員は、本会の活動上で知り得た個人情報を、本人の同意なく SNS 等に掲載してはならない。
- (3) 運用に関する詳細は、別に定める。

## 第 8 章 補 則

### 第 27 条（施行）

- (1) 本規約は、総会の承認を得た日から施行する。
- (2) 本規約の改正は、総会の承認をもって行う。

### 第 28 条（細則）

- (1) 本規約の施行に関し必要な事項は、細則として別に定めることができる。
- (2) 細則は、本規約の範囲内で、本会の運営に関する具体的事項を定めるものとする。
- (3) 細則の制定及び改廃は、役員会または運営委員会で協議し、総会に報告する。

### 第 29 条（役員及び委員の補充）

- (1) 役員または委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充することができる。
- (2) 補充の方法その他必要な事項は、別に定める。

### 第 30 条（会議の特例）

- (1) 総会及び各種会議は、やむを得ない事情がある場合には、書面または電磁的方法により開催することができる。
- (2) 開催方法、手続きその他必要な事項は、別に定める。

### 第 31 条（会費及び会計の特例）

- (1) 社会情勢の変化や災害その他やむを得ない事情により、本会の活動または会費の取扱いに特例が必要な場合は、役員会が必要な対応を行うことができる。
- (2) 前項の具体的な取扱いについては、別に定める。

### 第 32 条（個人情報及び広報に関する補足）

- (1) 本会の活動における個人情報及び広報物の取扱いは、第 24 条から第 26 条の規定に基づき適切に行う。
- (2) 運用に関する詳細は、別に定める。

## 【 附 則 】

- 1 本規約は、2026年（令和8年）5月11日より施行する。
- 2 本規約は、従前の規約を全面的に見直し、制定したものである。